

審査基準

令和4年3月15日作成

法令名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第9条の13第3項
処分の概要：年少射撃資格認定証の書換え又は再交付
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項（許可証）、第9条の13第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第32条（許可証の書換えの申請）、第78条（年少射撃資格認定証の書換えの申請）、第79条（年少射撃資格認定証の再交付の申請）
審査基準：
標準処理期間：5日（書換えにあつては3日）
申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課（係）
問い合わせ先：島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110）
備考：